

募集型企画旅行取引条件説明書

お申込みいただく前に、この旅行取引条件説明書（以下、「本旅行条件書」といいます。）を必ずお読みください。（本旅行取引条件説明書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。）

■第1条 企画旅行契約

この旅行は、株式会社エグゼクティブゴルフ〔東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 東京都知事登録旅行業第2-7919号〕（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

1. 当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引受けます。当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
2. 募集型企画旅行契約の内容、条件はインターネットホームページ（以下「ホームページ」といいます。）、旅行日程等コースごとの条件を説明したもの（以下「パンフレット」といいます。）、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。

■第2条 旅行契約の成立

1 当社は当社ウェブサイト

（<https://gora.golf.rakuten.co.jp/doc/special/tour/>）の当社所定の申込フォームに必要事項をご記入のうえ当社に送信していただくことにより旅行サービスの問い合わせを受付けます。この場合、旅行契約は問い合わせの時点では成立しておりません。当社はお問い合わせを受けてから遅滞なく旅行サービスの提供について可能であるか確認の上、その提供可否をご連絡いたします。当社は、旅行サービスの提供が可能である場合に、当該旅行の旅行代金とその支払い方法を通知いたします。旅行契約は当社が通知した日の翌日から起算して3日以内にお客様が旅行代金の決済を完了した場合に成立するものとし、旅行代金の決済完了日を「契約成立日」とします。この期間内に旅行代金をお支払いいただけない場合は、旅行契約は成立しなかったものとして取扱い

ます。

2. 参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行ないます。
3. 旅行代金をお支払されたときは、取引条件説明書面記載の旅行条件、および旅行手配のため必要な範囲内での運送・宿泊機関等への個人情報の提供について同意をいただいたものとみなします。

■第3条 お申込み条件

1. 未成年の方は保護者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とすることがあります。
2. 最少催行人員数は特に明示のない限りは2名様とします。
特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
3. 障害のある方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、あるいは妊娠中など特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。慢性疾患または現在健康を害しておられる方、あるいは妊娠中の方は医師の診断書を提出していただきます。なお、上記に関する事実を、当社に伝えずに旅行を申し込まれた場合、その事実を当社が認識した時点で、契約成立後であっても、あるいは出発当日であっても参加をお断りする場合がございます。この場合、規定の取消料を申し受けます。
4. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただくことがございます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
5. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は申込みをお断りすることがあります。
6. 以下の場合には旅行契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - (2) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信

用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) その他当社の業務上の都合があるとき

■第4条 契約書面（旅行条件説明書面）と確定書面（最終日程表）

1. 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。但し、既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。（ホームページの場合は、プリントアウトによりこれをお渡ししたものとみなす場合があります。）契約書面は、ホームページ又はパンフレット、本旅行条件書、日程表等により構成されます。

2. 前号の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された確定書面（最終日程表）を旅行開始日の前日までにお渡しします。（ホームページの場合にはプリントアウトによりこれをお渡ししたものとみなします。また、電子メールによってお渡しすることがございます）

3. 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合があります。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

■第5条 旅行代金とお支払い方法

1. 旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した金額をいいます。旅行代金の額は、申込金、取消料、違約料および変更補償金の額を算出する際の基準となります。

2. 旅行代金は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金のお支払いは、Rakuten Pay Onlineにてお願いいたします。お申込金の取扱はなく、旅行代金の全額を決済させていただきます。Rakuten Pay Onlineの利用にあたっては楽天会員の登録および決済手段としてクレジットカードの登録が必要です。

■第6条 旅行代金に含まれるもの

旅行代金に含まれるものは以下の通りです。

- (1) 旅行日程に記載したゴルフ場利用料金、宿泊料金および税/サービス料金
- (2) 旅行日程に記載した食事料金および税・サービス料金
- (3) 旅行日程に記載した観光料金（ガイド料金・入場料金）
- (4) その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用

* 上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

■第7条 旅行代金に含まれないもの

第6条に記載されたもの以外は、旅行代金に含まれません。下記に、その一例を列挙します。

- (1) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係る税・サービス料金
- (2) 傷害、疾病に係わる医療費等
- (3) ご自宅から宿泊施設又は利用施設までの移動に係る交通費、宿泊費等
- (4) 傷害、疾病に関する治療費
- (5) 特別な配慮に要した費用
- (6) その他旅行代金に含まれない旨記載した費用又は料金

■第9条 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サ

サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

■第10条 旅行代金の変更

1. 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときはその改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
2. 第9条により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変動差額だけ旅行代金を変更します。
3. 第9条により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
4. 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

■第11条 お客様の交替

1. お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお1人様10,000円以内をいただきます。
2. 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を承継するものとします。
3. 当社は、旅行サービス提供機関への旅行者名の登録等の事由により交替を承諾できない場合があります。この場合、契約者であるお客様は次項により旅行契約を解除し、契約上の地位を譲受されようとしたお客様は本旅行条件書の定めるところにより当社と新たに旅行契約を締結していただきます。

■第12条 旅行契約の解除

1. 旅行開始前の解除

(1) お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社または旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいたときを基準とします。

解除時期取消料

区 分	取 消 料
一 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%

ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
二 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 （一）本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、旅行業約款別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

* お客様が旅行契約に含まれる施設の利用時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も上表の取消料をお支払いいただきます。

(2) 当社の解除権につきまして以下の通りです。

① 次の各号に該当するときは、当社は、旅行契約を解除することがあります。

- (i) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (ii) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- (iii) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- (iv) お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (v) お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- (vi) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由によりパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (vii) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

② 当社は前①(v)の事由により解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、その旨通知します。

2. 旅行開始後の解除・払い戻し

(1) お客様の解除権

① お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。

② お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係わる金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他のすでに支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないとき限りです。）を差し引いたものを払戻します。

(2) 当社の解除権

① 旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部または全部を解除することがあります。

(i) お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

(ii) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための当社、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(iii) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

(iv) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

② 解除の効果および払戻しは、当社が前(2)により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差引いた額を払戻します。

■第13条 旅行代金の払い戻し

当社は、第10条1.2.3の規定により旅行代金を減額した場合、または第12条の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対して払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻します。

■第14条 旅程管理

お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、当社は旅程管理措置をいたしません。この場合、当社が予めお客様に交付したゴルフ場・宿泊施設バウチャー記載の問い合わせ先に代替サービスの手配を依頼する等の措置をお客様ご自身でおこなっていただくこととなります。

■第15条 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

■第16条 添乗員の業務

1. 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
2. 添乗員の同行する旅行にあつては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあつては旅行先において現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
3. 添乗員が同行しない旅行にあつては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示します。
4. 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

■第17条 当社の責任

1. 当社は、当社または当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

2. お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は前項に記した責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

(1) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(2) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(3) 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

(4) 自由行動中の事故

(5) 食中毒

(6) 盗難

(7) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

3. 手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお1人様あたり最高15万円までとします。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

■第18条 特別補償

1. 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中にその生命、身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。

- ・ 死亡補償金1,500万円
- ・ 入院見舞金（入院日数により）2～20万円
- ・ 通院見舞金（通院日数により）1～5万円
- ・ 携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。（但し、1個または1対についての補償限度は10万円。置き忘れ・紛失は対象外です。）

その他同規程第18条第2項に定める品目については補償しません。損害補償金の支払いを受けようとする時は、同規程第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にあります第三者とは、旅行同行者は含まれません。

2. お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は補償金および見舞金を支払いません。

3. 当社が補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

4. 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。

5. 当社が本条に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において

補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

■第19条 お客様の責任

1. お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
3. 旅行開始後に、パンフレット等の契約書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供機関にその旨を申し出てください。

■第20条 旅程保証

1. 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の(1)(2)を除き、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社又は手配代行者の故意もしくは重大な過失に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。なお、当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
 - (1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。

- ① 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- ② 戦乱
- ③ 暴動
- ④ 官公署の命令
- ⑤ 欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- ⑥ 遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ⑦ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

(2) 「旅行契約の解除」の項に記された規定に基づき、旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

2. 確定書面が交付された場合には、契約書面とあるのを確定書面と読み替えた上で、次表を適用します。契約書面、確定書面、実際に提供された旅行サービスの内容のそれぞれの間で変更が生じた場合は、各々の変更につき1件として取り扱います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
[1] 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.50%	3.00%
[2] 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.00%	2.00%
[3] 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。	1.00%	2.00%
[4] 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.00%	2.00%
[5] 契約書面に記載した（日本国内の）旅行開始地たる空港（出発空港）又は旅行終了地たる空港（帰着空港）の異なる便への変更	1.00%	2.00%
[6] 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.00%	2.00%
[7] 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.00%	2.00%
[8] 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 (備考)	2.50%	5%

「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合はいいです。

■第21条 通信契約

1. 当社は、当社が提携するクレジットカード会社その他支払手段を提供する会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）との間で、E

メール、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受け
る場合があります。「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」
とは一部異なります。以下に異なる点のみご案内いたします。当社は、当社が提携
するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」
といいます。)との間で、Eメール、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段によ
る旅行のお申込みを受ける場合があります。

本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の
支払い、又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。

2. 通信契約は、会員が旅行代金の決済を完了した時に成立します。

3. 当社は、提携会社のカードによる支払い手続きをお客様が完了した場合、「ホー
ムページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」、又は「第 12 条1(1)に定める
取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」
とします。

また、取消料のカード利用日は、「契約解除のお申し出のあった日」とします。ただし、
契約解除の申し出日が既に旅行代金のお支払い後であった場合は、当社は旅行代
金から取消料を差し引いた額を、解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日
以内をカード利用日として払い戻します。

■第 22 条 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする当社の現
地連絡先にご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなく
なり次第ご通知ください。)

■第 23 条 個人情報の利用目的及び第三者への提供について

1. 当社は、お客様の個人情報について、当社のプライバシーポリシー
(<https://executivegolf.jp/privacy.html>)に従い取り扱うものとし、お客様との連絡の
ために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関
等が提供するサービスの予約・手配・受領のための手続に必要な範囲内で利用させ
ていただきます。このほか、当社の商品やサービス・キャンペーンの案内、旅行に対
するご意見やご感想提供・アンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利
用させていただくことがあります

2. 当社が必要な個人情報を取得することについてお客さまの同意を得られない場合
は、当社は、契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないこと
により、お客さまのご希望される手配等が行えない場合があります。

■第24条 その他

1. お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
2. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
3. このご旅行条件の基準日と旅行代金の基準日についてはホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

■第25条 募集型企画旅行契約約款について

本旅行条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります。こちらからご覧ください →

<https://gora.golf.rakuten.co.jp/doc/special/tour/yakkan.pdf>

当社約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。